

### 主食費及び副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書 兼 請求書(償還払い用)

岩倉市長

**【申請にあたって同意していただく事項】**  
 1. 認定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を岩倉市が閲覧及び調査すること。  
 2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために岩倉市が利用すること。  
 3. 要綱に規定する内容を遵守すること。  
 以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ		申請 子ども の 続柄	現住所	〒 -	
	氏名			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 -	
連絡先(電話番号)		自宅	( )	携帯	( )	
申請 子ども	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 -	個人番号(マイナンバー)	
	氏名				利用(予定)幼稚園名	
	生年月日	年 月 日				
年1月1日現在の住所 ※	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される 年1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。父、母それぞれ必要です。

同居者を全員記入してください。※個人番号は父母及び生計の中心者のみ記入してください。

申請 子ども の 番号 (生計の中心者の番号に ○を付けてください)	フリガナ	申請 子ども の 続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1	氏名		個人番号 年 月 日
2			個人番号 年 月 日	
3			個人番号 年 月 日	
4			個人番号 年 月 日	
5			個人番号 年 月 日	
6			個人番号 年 月 日	
7			個人番号 年 月 日	

交付申請額		金 円( 年 月分～ 年 月分)								
対象 月	実費徴収額		補助申請額		対象 月	実費徴収額		補助申請額		交付申請額 左記cとdの 合計
	主食費 a	副食材料費 b	aと800円の うち少ない額c	bと4,800円の うち少ない額d		主食費 a	副食材料費 b	aと800円の うち少ない額c	bと4,800円の うち少ない額d	
4月	円	円	円	円	10月	円	円	円	円	円
5月	円	円	円	円	11月	円	円	円	円	
6月	円	円	円	円	12月	円	円	円	円	
7月	円	円	円	円	1月	円	円	円	円	
8月	円	円	円	円	2月	円	円	円	円	
9月	円	円	円	円	3月	円	円	円	円	

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。  
 ※実費徴収額(主食費、副食費がわかるもの)に係る領収証の写しを添付してください。

補助金の振込先を、以下に記載してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所	
預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号		
口座人名義(カタカナ)				

※申請者の名義の口座にしてください。 ※振込先の口座番号等が確認できる資料(通帳の写し等)を添付してください。

年 月 日

様

岩倉市長

## 補足給付費交付決定通知書

先に申請のありました主食費及び副食費の施設による徴収に係る補足給付費について次のとおり決定しましたので通知します。

児 童	氏 名	
	生年月日	

月	施設名	補足給付費の額

### 不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様

岩倉市長

## 補足給付費不交付決定通知書

先に申請のありました主食費及び副食費の施設による徴収に係る補足給付費について次のとおり不交付となりましたので通知します。

児 童	氏 名	
	生年月日	

不 交 付 の 理 由

### 不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。